

① 二者契約であること



② 書面で契約すること

契約期間中に契約事項（契約単価、契約期間、予定数量等）に変更が生じた場合も**書面で契約**

③ 必要な項目を盛り込むこと

委託契約書に**記載すべき内容は施行令及び施行規則**で定められています

委託契約書の法定記載事項

委託契約書の共通記載事項

※(特別管理)産業廃棄物を委託する際に必要な記載事項

①委託する(特別管理) 産業廃棄物の種類及び数量

②委託契約の有効期間

③委託者が受託者に支払う料金

④受託者の事業の範囲

⑤受託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報

ア性状及び荷姿に関する事項

イ通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

ウ他の廃棄物との混合により生ずる支障に関する事項

エ日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マークに関する事項

オ石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合には、その旨

カその他取扱いに関する注意事項

⑥委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

⑦受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

⑧契約解除時の処理されない(特別管理)産業廃棄物の取扱いに関する事項

運搬委託契約書の記載事項	処分委託契約書の記載事項
<p>⑨運搬を委託する際に必要な事項 運搬の最終目的地の所在地</p> <p>⑩積替保管をする場合は次も含む 積替え又は保管の場所の所在地並びに保管 できる産業廃棄物の種類及び保管の上限 ・安定型産業廃棄物と他の排出事業者の産業 廃棄物との混合の許否等</p>	<p>⑪処分又は再生を委託する際に必要な事項 処理施設の所在地・処分又は再生の方法及び 処理能力</p> <p>⑫当該産業廃棄物が許可を受けて輸入され た廃棄物であるときには、その旨</p> <p>⑬処理後に残さが発生する場合は次も含む 最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及 び処理能力</p>

契約書に**添付**すべき書類

契約内容に該当する許可証、再生利用認定証等の写し

その他の記載事項

- ①委託者と受託者の責任範囲に関する事項
- ②再委託に関する事項
- ③権利義務の譲渡に関する事項
- ④契約内容の変更に関する事項
- ⑤機密保持に関する事項
- ⑥協議に関する事項

委託契約書の作成

標準様式1

産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書

収 入
印 紙

排出事業者： _____ (以下「甲」という) と、
収集・運搬業者： _____ (以下「乙」という) は、
甲の事業場 : _____ から排出される産業廃棄物の収集・
運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

※1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市：	_____	許可都道府県・政令市：	_____
許可の有効期限：	_____	許可の有効期限：	_____
事業範囲：	_____	事業範囲：	_____
許可の条件：	_____	許可の条件：	_____
許可番号：	_____	許可番号：	_____

[特管]

許可都道府県・政令市：	_____	許可都道府県・政令市：	_____
許可の有効期限：	_____	許可の有効期限：	_____
事業範囲：	_____	事業範囲：	_____
許可の条件：	_____	許可の条件：	_____
許可番号：	_____	許可番号：	_____

※2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類： _____
数量： _____
単価： _____

20種類に当てはめて記入
マニフェストと相違がないように

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：下記の①②いずれかを選択すること)

- ① 輸入産業廃棄物：無
- ② 輸入産業廃棄物：有 _____

※4. (運搬の最終目的地)

委託契約

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名：_____

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所：_____

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業の区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

事業場の名称：_____

※ 所在地：_____

**持ち込み先が変更になったときは
変更契約書又は新規で契約書作成**

※5. (積替保管) (注：契約者当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

- ①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。尚、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- ③ 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないものとする。

積替保管施設に搬入できる

産業廃棄物の種類 : _____

積替保管施設の所在地 : _____

積替保管施設の保管上限 : _____

該当しない場合は該当なし及び斜線を引く

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下具体化した「産業廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

※イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

※ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

※エ 混合等により生ずる支障

※オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

※カ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

※キ その他取扱の注意事項

- ※2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止ならびに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示

委 託 契 約

< 表 面 > 管理番号.....

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日 記入者

1	排出事業者	名称	所在地	TEL	所 属
			〒	FAX	担当者
2	廃棄物の名称				
3	廃棄物の組成・成分情報 <small>(比率が高いと思われる順に記載)</small>		MSDSがある場合、CAS No.		
	主成分 他				
	<input type="checkbox"/> 分析表添付(組成) ・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。				
4	廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> その他() ※ 産業廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 錆さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)				
5	特定有害廃棄物 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付(廃棄物処理法) アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロパン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオベンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()				
6	PRTR対象物質 届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。				
7	水道水源における消毒副生成物前駆物質 生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアミン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2-アミノアセトフェン <input type="checkbox"/> 3-アミノアセトフェン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)				
8	その他含有物質 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成) 硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()				

9	有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(℃) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()
10	廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH() 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両() <input type="checkbox"/> その他()
14	排出頻度	頻度(スポット・継続予定) 数量() kg・t・L・m ³ ・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日
15	特別注意事項 (有・無)	※ 取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性/注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部有・サンプル無・写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等
 「3 廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

< 排出事業者及び処理業者内容確認欄 >

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

< 変更履歴 >

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

〔記載例〕

参考様式2 契約産業廃棄物の性状等（第3条第1項）

管 理 番 号	1234
発 生 工 程	〇〇ビル解体工事
性 状	固形
荷 姿	バラ
性状の変化に関する事項	なし
混合等により生ずる支障	なし
含有マーク表示の有無	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
その他の注意事項	特になし

解説

第3条第1項では、委託契約書に含まれるべき事項として定められている契約産業廃棄物の性状等を、あらかじめ書面により排出事業者から処理業者に提供することとしています。

原則として、廃棄物データシート（WDS）に記載し、本契約書に添付しますが、廃棄物データシートを添付しない場合には本表を利用してください。

委 託 契 約

する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月の「容器貼付用ラベル」参照）。

4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____
提示する時期又は回数： _____

第4条（甲乙の責任範囲）

該当しない場合は、該当なし及び斜線を引く

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷卸し作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務過程において乙に損害が発生した場合に甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

※第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストB2、B4、B6票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行なわないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務の報酬を支払う。
2. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8項の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

※第12条 (契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の業務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求するものとする。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

※第14条 (契約期間)

- ①この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。
- ②この契約は、有効期限を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

Ⓜ

乙

Ⓜ

産業廃棄物収集・運搬委託契約書

排出事業者： _____ (以下「甲」という。) と、

収集運搬業者： _____ (以下「乙」という。) は、

甲の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

産業廃棄物収集・運搬委託契約書

排出事業者： X建設株式会社（以下「甲」という。）と、

収集運搬業者： Y興業株式会社（以下「乙」という。）は、

甲の事業場： A県B市河原町1丁目2番地産廃ビル解体工事から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

第2条（委託内容）

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業内容を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____
 事業範囲： _____
 許可の条件： _____
 許可番号： _____

許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____
 事業範囲： _____
 許可の条件： _____
 許可番号： _____

〔持管〕

許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____
 事業範囲： _____
 許可の条件： _____
 許可番号： _____

許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____
 事業範囲： _____
 許可の条件： _____
 許可番号： _____

第2条（委託内容）

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業内容を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： A県
許可の有効期限： 令和5年11月19日
事業範囲： 収集運搬（積替保管を除く）
許可の条件： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず・コンクリートくず、がれき類
許可番号： 007000123456

許可都道府県・政令市： C県
許可の有効期限： 令和5年9月18日
事業範囲： 収集運搬（積替保管を除く）
許可の条件： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず・コンクリートくず、がれき類
許可番号： 01200123456

〔特管〕

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

積込む場所

荷卸し場所

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種	類：	_____	_____	_____
数	量：	_____	_____	_____
単価	(税抜)：	_____	_____	_____

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種 類:	<u>木くず</u>	<u>がれき類</u>	<u> </u>
数 量:	<u>10 t</u>	<u>50 t</u>	<u> </u>
単価 (税抜):	<u>¥1,000/ t</u>	<u>¥1,000/ t</u>	<u> </u>



「委託者が受託者に支払う料金」として総額又は、1ヶ月あたり
単位発生量当たり、車両一台あたりといった数量と単価を記入

3 (輸入廃棄物の有・無)

(注：契約当事者が下記の①②のいずれかを選択すること)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された産業廃棄物である場合は、その旨を記載する。

① 輸入廃棄物：無

② 輸入廃棄物：有 _____



収集運搬の場合⇒法定事項ではない。
処分の場合は⇒法定事項

4 (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名： _____

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所： _____

許可都道府県・法令市： _____

許可の有効期限： _____

事業の区分： _____

産業廃棄物の種類： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

事業場の名称： _____

所在地： _____

4 (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名：Z開発株式会社 代表取締役 高橋 三郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所：C県D市2丁目3番地

許可都道府県・法令市：C県

許可の有効期限：令和5年12月25日

事業の区分：中間処理 破碎

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラス・陶磁器くず、コンクリートくず、がれき類

許可の条件：中間処理（破碎）に伴う産業廃棄物の保管上限：〇〇〇m³とする

許可番号：01220654321

事業場の名称：Z開発株式会社 中間処理工場

所在地：C県D市2丁目3番地

※5. (積替保管) (注: 契約者当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。尚、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③ 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないものとする。

積替保管施設に搬入できる

産業廃棄物の種類 : _____

積替保管施設の所在地 : _____

積替保管施設の保管上限 : _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下具体化した「産業廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

※イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

※ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

※エ 混合等により生ずる支障

※オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

※カ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

※キ その他取扱の注意事項

※2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止ならびに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示

〔記載例〕

参考様式2 契約産業廃棄物の性状等（第3条第1項）

管 理 番 号	1234
発 生 工 程	〇〇ビル解体工事
性 状	固形
荷 姿	バラ
性状の変化に関する事項	なし
混合等により生ずる支障	なし
含有マーク表示の有無	Ⓔ 有
その他の注意事項	特になし

解説

第3条第1項では、委託契約書に含まれるべき事項として定められている契約産業廃棄物の性状等を、あらかじめ書面により排出事業者から処理業者に提供することとしています。

原則として、廃棄物データシート（WDS）に記載し、本契約書に添付しますが、廃棄物データシートを添付しない場合には本表を利用してください。

処分委託契約書

排出事業者： X建設株式会社 (以下「甲」という。) と、

処分業者： Z開発株式会社 (以下「乙」という。) は、

甲の事業場： A県B市河原町1丁目2番地産廃ビル解体工事 から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

第 2 条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市	: <u>C県</u>
許可の有効期限	: <u>令和5年12月25日</u>
事業区分	: <u>中間処理 破碎</u>
産業廃棄物の種類	: <u>廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラス・陶磁器くず、コンクリートくず、がれき類</u>
許可の条件	: <u>中間処理（破碎）に伴う産業廃棄物の保管上限：000m³とする</u>
許可番号	: <u>01220654321</u>

〔特管〕

許可都道府県・政令市	: _____
許可の有効期限	: _____
事業区分	: _____
産業廃棄物の種類	: _____
許可の条件	: _____
許可番号	: _____

3 (輸入廃棄物の有・無)

(注: 契約当事者が下記の①②のいずれかを選択すること)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された産業廃棄物である場合は、その旨を記載する。

① 輸入廃棄物: 無

② 輸入廃棄物: 有 _____



**収集運搬の場合⇒法定事項ではない。
処分の場合は⇒法定事項**

3 (輸入廃棄物の有・無)

(注：契約当事者が下記の①②のいずれかを選択すること)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された産業廃棄物である場合は、その旨を記載する。

① 輸入廃棄物：無

② 輸入廃棄物：有 _____

4 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： Z開発株式会社 中間処理工場

所在地： C県D市2丁目3番地

処分の方法： 破碎

施設の処理能力： 50 t/日

5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
	K環境開発株式会社	C県E市123番地	埋立（安定型）	150,000m ³
	乙リサイクル株式会社	C県F市234番地	再生（燃料化）	300m ³ /日

最終処分場の番号の記載は任意です

6 (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

名称及び代表者氏名：Y興業株式会社 代表取締役 鈴木二郎

住 所：A県B市河原町5丁目6番

許可都道府県・政令市：A県

許可都道府県・政令市：C県

許可の有効期限：令和5年11月19日

許可の有効期限：令和5年9月18日

事業範囲：収集運搬（積替保管を除く）

事業範囲：収集運搬（積替保管を除く）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、コンクリートくず、がれき類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、コンクリートくず、がれき類

許可の条件：なし

許可の条件：なし

許可番号：007000123456

許可番号：01200123456

再委託とは・・・

処理受託者が他のものにその業務を行なうように委託すること

- 処理業者は、受託した産業廃棄物の処理を自ら行なうことを前提として「許可」を受けている
- 産業廃棄物が転々と再委託を重ねることは、その処理責任の所在を不明確にし、不適正処理を誘発するおそれ

再委託は原則禁止



ただし・・・

施設の故障などやむを得ない事情が発生するなど、再委託の必要性が生じた場合「再委託の基準」を順守することで、例外的に認められる。

①受託者の事前提示

受託者は排出事業者に対して再委託先の情報を明示

②排出事業者の承諾

受託者は排出事業者から環境省令で定められている事項が記載された書面による承諾を受けなければならない

③再委託契約の締結

受託者と再受託者との間で再委託契約を締結

④再受託者への通知

受託者は再受託者に排出事業者の廃棄物情報を提供

再々委託は例外なく禁止

委託契約書と印紙税

処理委託契約書	印紙税法上の文書区分
収集運搬に関する契約書	第1号の4文書 運送に関する契約書
処分に関する契約書	第2号文書 請負に関する契約書

産業廃棄物処理委託契約書に7号文書はありません

処理委託契約書	収集運搬に関する契約書		処分に関する契約書	
印紙税法上の文書区分	第1号の4文書 運送に関する契約書		第2号文書 請負に関する契約書	
記載金額と印紙税額	記載金額	印紙税額	記載金額	印紙税額
	1万円未満	非課税	1万円未満	非課税
	10万円以下	200円	10万円以下	200円
	50万円以下	400円	50万円以下	400円
	100万円以下	1,000円	100万円以下	1,000円
	500万円以下	2,000円	500万円以下	2,000円
	1000万円以下	10,000円	1000万円以下	10,000円
			(以下略)	

第1号又は第2号に掲げる文書で契約金額のないものと第7号に掲げる文書とに該当する文書は、同号（第7号文書）に掲げる文書とする。（国税局のHPより引用）

つまり、第1号又は2号に掲げる文書で契約金額のないもの = 産業廃棄物委託契約書においてはあり得ないので、7号文書に該当はしない。

法定記載事項を変更する場合には書面で
変更契約書を締結する

- ① どの契約書の
- ② どの部分を
- ③ どのように
- ④ いつ
- ⑤ 誰と誰の間において合意されたのか

産業廃棄物収集運搬委託契約の変更契約書

排出事業者〇〇株式会社と収集運搬業者●●株式会社とは、平成□□年△△月〇〇日に締結された産業廃棄物収集運搬委託契約書①のうち、産業廃棄物委託契約書第10条の規定に基づき、同契約第2条第2項で定められた収集運搬単価「(2000円/kg)」②を、平成□□年▲▲月××日から「(2500円/kg)」③に変更することに合意した。

平成□□年▽▽月〇×日④

排出事業者 _____ 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇 〇〇

収集運搬業者 _____ ●●●●株式会社 代表取締役△△ △△⑤

排出事業者が、委託した産業廃棄物の処理の各行程ごとに終了の報告をうけていくことで、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認する制度
(排出事業者は最終処分の終了を確認するまで処理の責任を負う)

- ・事業者は、**(特別管理) 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合**には、必要事項を記載した**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**を**交付**しなければならない。
- ・管理票は、**廃棄物の種類ごと、運搬先ごと**に交付しなければならない。
- ・収集運搬業者・処分業者には、受け取った管理票の回付・送付義務
(**送付期限経過等のときは、交付者に適切な措置を講じる義務**)
- ・管理票を**5年間保存**する義務
- ・毎年6月30日までに前年度1年間において交付した産業廃棄物管理票交付等の状況を知事等に報告する義務

- ① マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付者は、交付したマニフェストのA票を5年間保存しなければならないこととする。
- ② 産業廃棄物の運搬又は処分の受託者は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはならないとする。
- ③ ①②に違反した者については、措置命令（第19条の5）の対象に追加。また、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

※②の例外

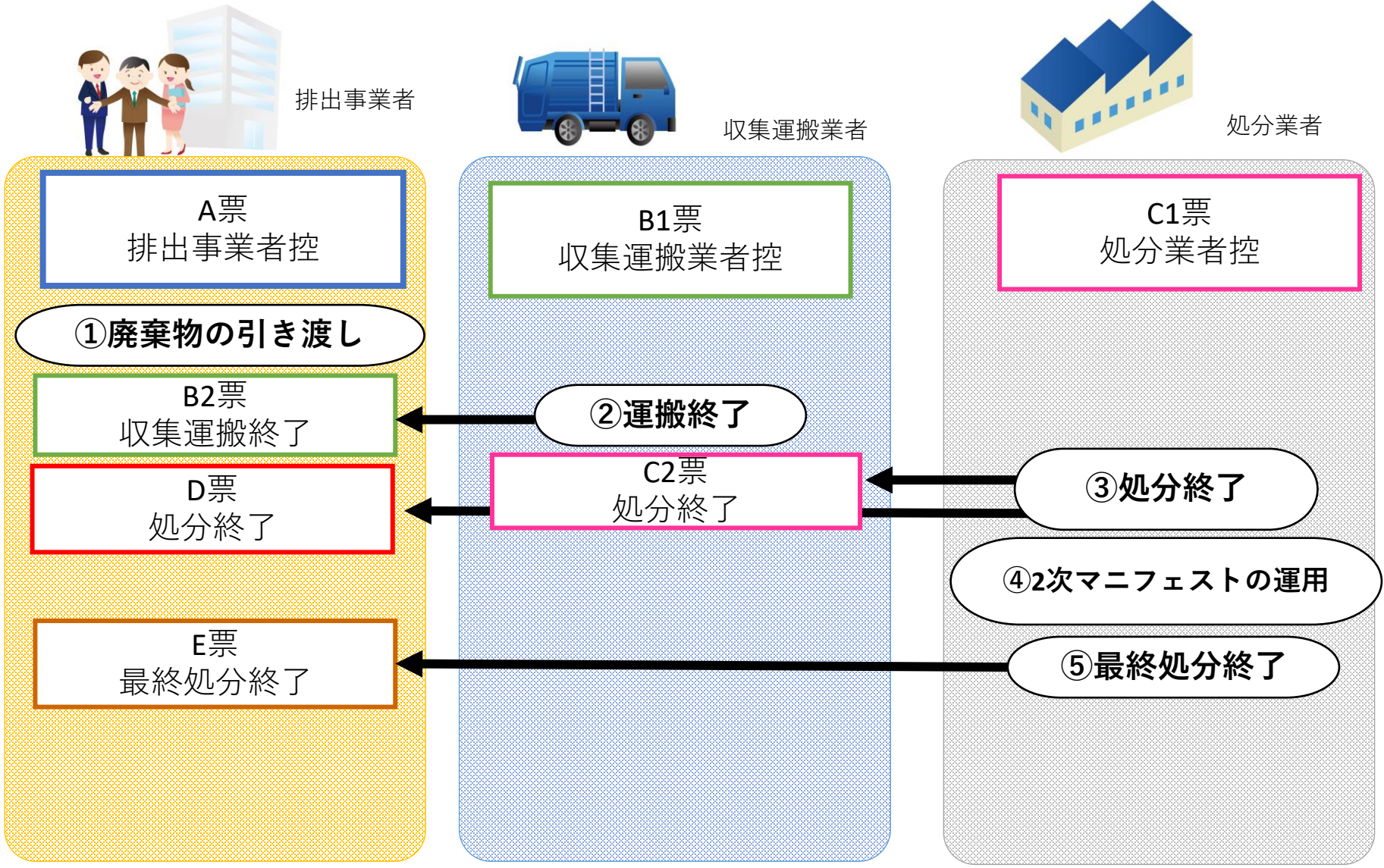
電子マニフェストを使用している、排出事業者から、電子マニフェストを使用した報告を求められた電子マニフェストを使用できる処理受託者は、②の限りではない。また、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、広域認定業者等のマニフェスト制度の適用が除外されている場合については②の禁止の対象外



- 受託者から送付を受けたマニフェストの写し（いわゆるB～E票）との照合が可能になり、委託処理の終了を適正に確認するためです。
- マニフェストを伴わない委託処理を防止し、排出事業者責任の徹底を図る。

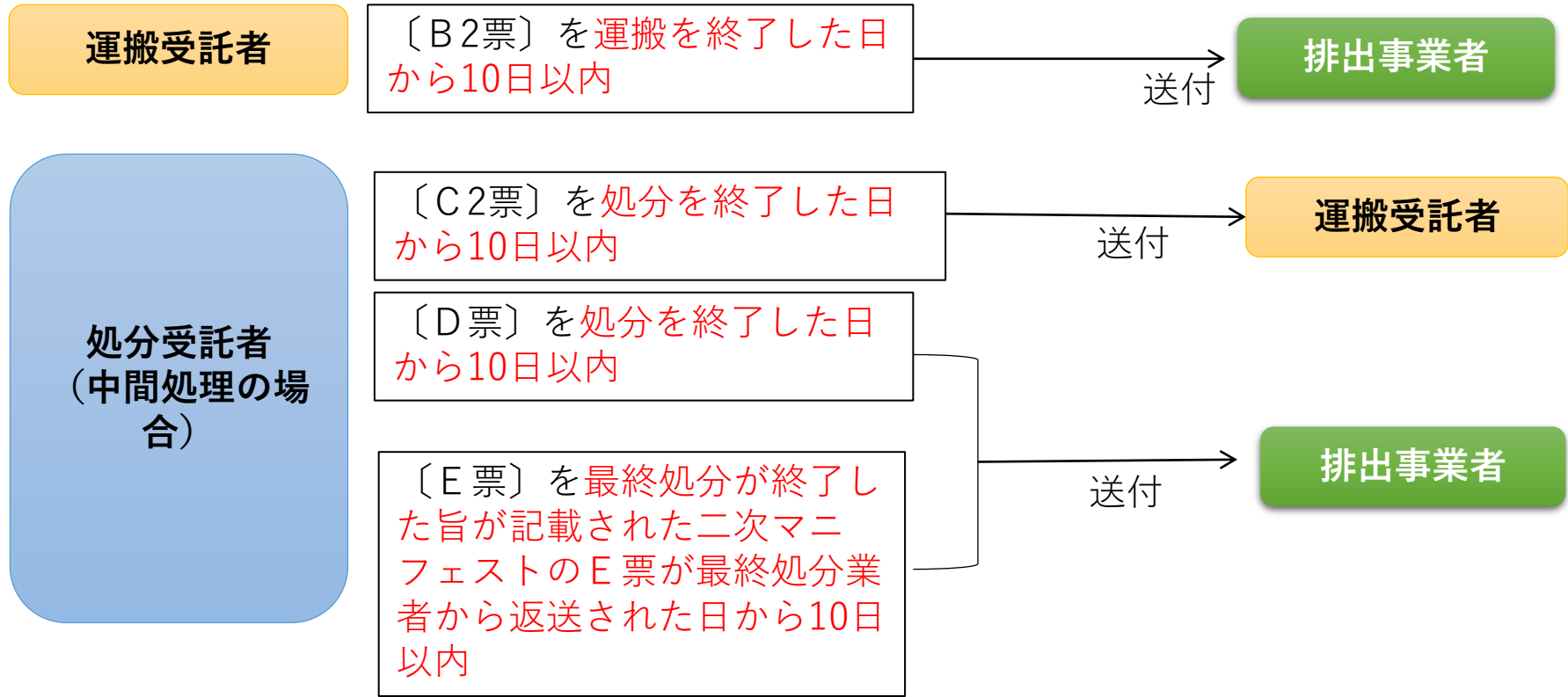
マニフェスト

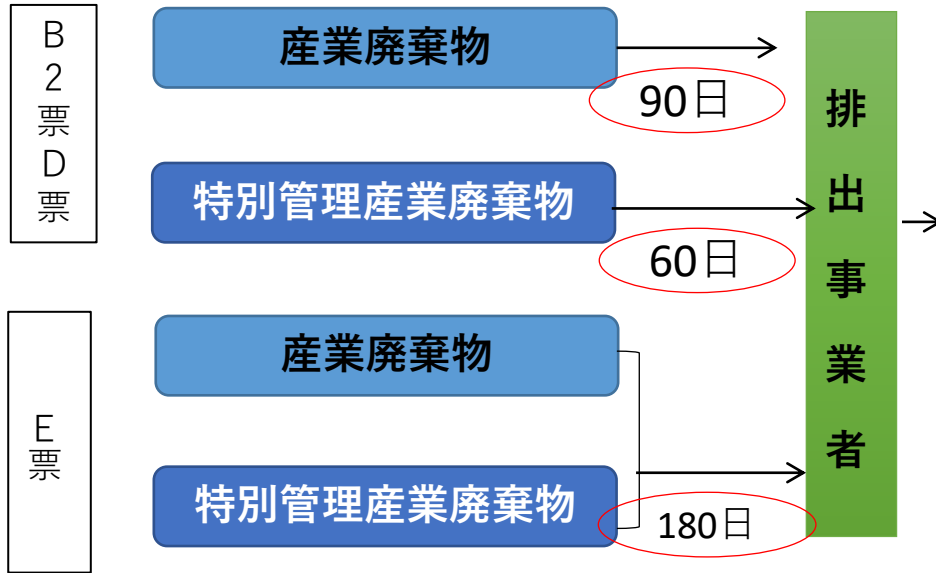
マニフェストの流れ



終了日からの送付期間

マニフェスト





返送されない場合、排出者は必要な措置をして、**30日以内に措置内容等の報告書を都道府県知事等に提出する必要があります。**

マニフェストの記入

マニフェスト

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	平成 ①年 月 日	交付番号	②	整理番号	③	交付担当者	氏名	④	印							
事業者 (排出者)	氏名又は名称			名称		⑥										
	住所 〒 ⑤ 電話番号			所在地 〒		電話番号										
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類 (普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類 (特別管理産業廃棄物)		数量 (及び単位)		荷姿									
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら (有害)	⑧		⑨									
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス、陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油 (有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油 (有害)	産業廃棄物の名称		⑩									
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥 (有害)												
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸 (有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸 (有害)	有害物質等		⑪ ⑫									
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ (有害)												
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ (有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん (有害)	備考・通信欄		⑬									
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物 (有害)												
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等	<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石棉含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物											
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	<input type="checkbox"/>												
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい (有害)	<input type="checkbox"/>													
中間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)															
	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり ⑭															
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり ⑮															
運搬受託者	氏名又は名称			名称		⑯										
	住所 〒 電話番号 ⑰			所在地 〒		電話番号										
処分受託者	氏名又は名称			名称		⑲										
	住所 〒 電話番号 ⑱			所在地 〒		電話番号										
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名) ⑳			受領印	運搬終了年月日	平成	㉑	月	日	有価物拾得量	⑳					
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) ㉓			受領印	処分終了年月日	平成	㉔	年	月	日	最終処分終了年月日	平成	㉕	年	月	日
最終処分を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) ㉖															
照合確認	B 2 票 平成 年 月 日 D 票 平成 ㉗年 月 日 E 票 平成 年 月 日															

排出事業者控

見本

複製を禁じます
類似品にご注意ください

全ての欄において空欄は斜線を引く！

発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

マニフェスト

出事業者控

文付年月日	年 月 日	文付番号	整理番号	文付担当者	氏名		
事 業 者 （ 排 出 者 ）	氏名又は名称		事 業 者 （ 排 出 事 業 場 ）	名称			
	住所 〒	電話番号	所在地 〒	電話番号			
産 業 廃 棄 物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	産業廃棄物の名称		
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 プラスチック類	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 かれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	有害物質等	処分方法	
	<input type="checkbox"/> 0600 プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)	備考・通信欄 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石棉含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物		
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等			
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等				
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥					
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 7423 紙くず(有害)						
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の文付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
運搬 受託者	氏名又は名称		運搬先 （処分事業場）	名称			
	住所 〒	電話番号		所在地 〒	電話番号		
処分 受託者	氏名又は名称		積 替 又は 保管	名称			
	住所 〒	電話番号		所在地 〒	電話番号		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		(受領欄)	運 搬 期 間 前了年月日	年 月 日	数量(及び単位)	有害物積重量
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		(受領欄)	処 分 期 間 前了年月日	年 月 日	最終処分 期 間 前了年月日	年 月 日
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号		（これは委託契約書記載の番号）				
(直行用)	発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物処理振興協会		照 合 確 認	B2票	年 月 日		
				D 票	年 月 日		
				E 票	年 月 日		

SAMPLE



令和2年12月28日に廃棄物処理法省令が改正されたことにより、マニフェストの押印欄が削除されることとなりました。

類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

実践ワーク

排出事業者控

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	%	整理番号	交付担当者	氏名	(印)
事業者 (排出者)	氏名又は名称 X建設株式会社			事業場 (排出事業場)	名称 産廃ビル解体工事		
	住所 〒 650-0000 電話番号 012-345-6789 A県B市山田町30番地				所在地 〒 651-0001 電話番号 012-654-9800 A県B市河原町1丁目2番地		
産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)	3t	袋	
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鋳さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称 木くず		
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)	有害物質等	処分方法	
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)	なし	破砕	
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)	備考・通信欄		
	<input checked="" type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等	<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物		
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7423 鋳さい(有害)	<input type="checkbox"/>				
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 Y興業株式会社			運搬先の事業場 (処分事業場)	名称 Z開発株式会社		
	住所 〒 A県B市河原町5丁目6番地				所在地 〒 C県D市2丁目3番地		
処分受託者	氏名又は名称 Z開発株式会社			積替え又は保管	名称		
	住所 〒 C県D市2丁目3番地				所在地 〒 C県D市2丁目3番地		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)			受領印	運搬終了年月日 平成 年 月 日	有価物拾集量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			受領印	処分終了年月日 平成 年 月 日	最終処分終了年月日 平成 年 月 日	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)						
(直行用)	発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会						
照合確認	B 2票 平成 年 月 日 D 票 平成 年 月 日 E 票 平成 年 月 日						

複製を禁じます
類似品にご注意ください

マニフェストの保存

紙マニフェストには5年間の保存義務が廃棄物処理法で定められています。

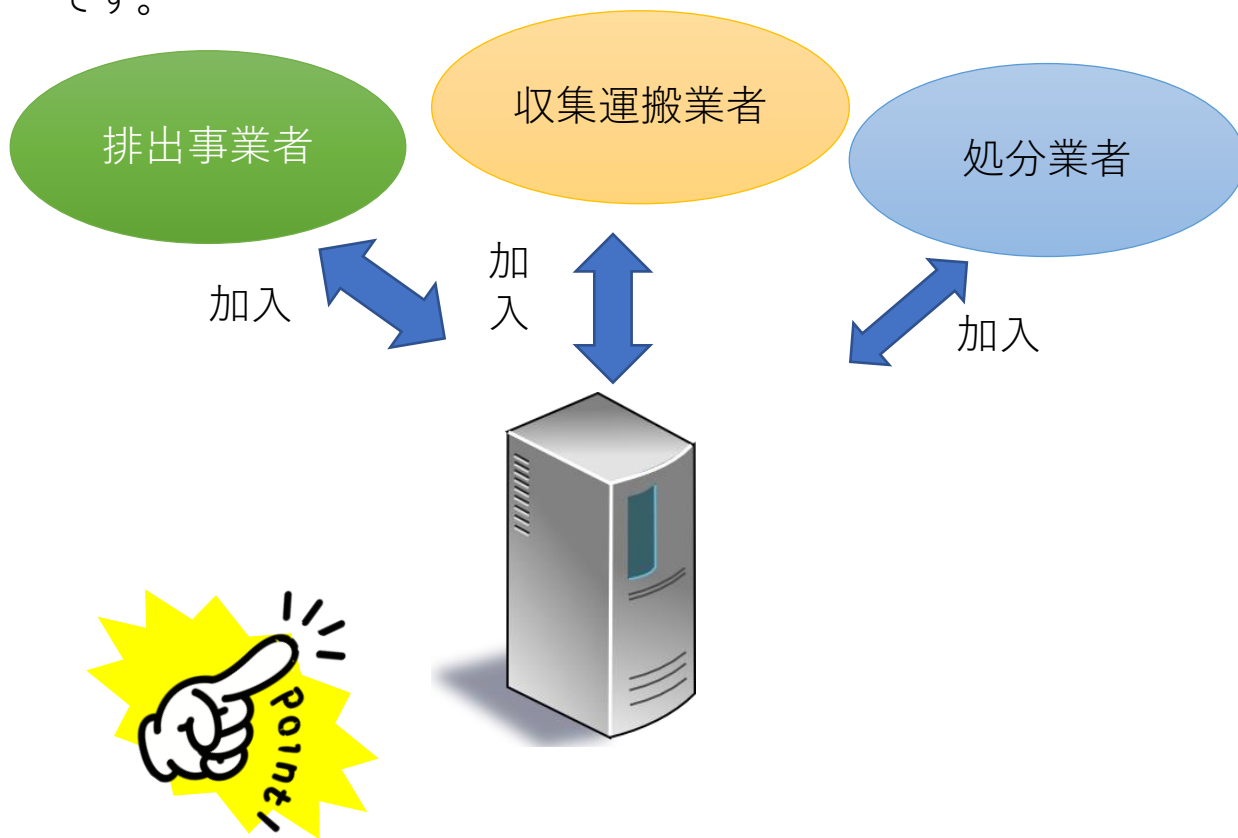
紙マニフェストを交付または送付した日から5年間保存する

対象者	マニフェストの種類	保存開始日
排出事業者	A票	マニフェストを交付した日
//	B2票 (積替保管の場合B4・B6票)	運搬受託者より送付を受けた日
//	D票	処分受託者より送付を受けた日
//	E票	
運搬受託者	C2票	処分受託者より送付を受けた日
処分受託者	C1票	処分終了票を送付した日

電子マニフェストとは

電子マニフェスト

電子マニフェストとは、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターに登録し、報告し、情報処理センターを經由して排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを最終処分まで確認する仕組みです。



排出事業者、収集運搬業者、処理業者の三者加入が必須

電子マニフェスト導入のメリット

(1) 事務処理の効率化

- ・パソコンや携帯電話により、マニフェスト情報を簡単な入力操作で登録、報告できる
- ・マニフェストの保存が不要
- ・廃棄物の処理状況をタイムリーに照会・把握

(2) 廃棄物処理法の順守

- ・システムで入力項目（法で定める登録・報告項目）を確認しているため、マニフェスト登録の入力漏れがない
- ・排出事業者の処理確認期限が間近に迫ったことを注意喚起

(3) データの透明性

- ・マニフェストデータは、第3者である情報処理センターが管理・保存するため透明性がある
- ・マニフェスト情報の変更・取消しの履歴をシステムで管理

(4) 産業廃棄物管理票交付の状況に関する報告義務の効率化

- ・電子マニフェスト利用分は、情報処理センターが都道府県等に報告するため排出事業者の報告が不要



産業廃棄物処理業者は、廃棄物処理法に基づき、以下の要件を満たした帳簿を備え付ける必要があります。

帳簿の要件

- ◆ 産業廃棄物の種類ごとに作成
- ◆ 事業場ごとに作成
- ◆ 処理業の区分に応じて必要事項を記載
 - ◆ 石綿含有廃棄物が含まれている場合は、その旨を記載
- ◆ 定められた期限までに記載
- ◆ 1年ごとに閉鎖し、事業場ごとに5年間保存

※ 収集運搬業、処分業ともに対象です。また、特別管理産業廃棄物処理業を含みます。

※【根拠法令】産業廃棄物：法第14条第17項、規則第10条の8 特別管理産業廃棄物：法第14条の4第18項、規則第10条の21

※ 帳簿の備え付け・記載・保存義務に違反すると、30万円以下の罰金に処される場合があります（法第30条第1号）

廃棄物処理法では、帳簿に記載すべき事項は定められていますが、様式は定められていません。



帳簿の記載例

※あくまでも記載例です。要件を満たしていれば、他の様式でも構いません。
※マニフェストについては、「管理票」と表記しています。

◆ 記載例 1 収集・運搬（積替え保管なし）を受託した場合

整理番号	収集運搬年月日	管理票交付者の氏名・名称 交付年月日 交付番号	廃棄物の種類	受入先・量	運搬方法 運搬先・量
1	H26.8.1	〇〇(株) H26.8.1 第×××号	がれき類 (石綿含)	〇〇(株)〇工場 4 t	4 t ダンプ (株)△△最終処分場 運搬量 4 t

記載事項及び記載期限

1 排出事業者から産業廃棄物の処理を受託した場合

(1) 受託した産業廃棄物の収集又は運搬を行った場合

記載事項	記載期限
収集又は運搬年月日	翌月末まで
交付されたマニフェストごとの交付者の氏名又は名称、交付年月日、交付番号	マニフェストを交付された日から 10 日以内
受入先ごとの受入量	翌月末まで
運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	翌月末まで
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管場所ごとの搬出量	翌月末まで